

○数値の算定及び等級の格付け要領

昭和 55 年 12 月 1 日 港管第 3722 号
最終改正 令和 7 年 3 月 14 日 国港総第 702 号
港湾局長から特定部局長あて

(総則)

第 1 条 「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号。以下「要領」という。)第 6 条に規定する数値の算定及び等級の格付けについては、別に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

(総合数値)

第 2 条 総合数値は、要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事及び同第 7 条の 2 に掲げる測量調査にあっては、客観的事項について算定した数値(以下「客観点数」という。)と特別事項について算定した数値(以下「特別点数」という。)を合算した数値とし、同第 7 条の 3 に掲げる建設コンサルタント等においては客観点数の数値とする。

(客観的事項の審査項目)

第 3 条 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 経営規模

イ 経営事項審査(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 85 号)に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。)の申請した日の属する事業年度の開始の日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前 2 年又は直前 3 年の各事業年度における一般競争又は指名競争に参加を希望する工事の種類別の年間平均の完成工事高(以下「年間平均完成工事高」という。)

ロ 客観的事項の審査基準日(経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。)の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額(貸借対照表における純資産合計の額をいう。以下同じ。)又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)

ハ 当期事業年度開始日の直前 1 年(以下「審査対象年」という。)における利払前税引前償却前利益(審査対象年の各事業年度(以下「審査対象事業年度」という。)における営業利益の額に審査対象事業年度における減価償却実施額(審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として計上した額をいう。以下同じ。)を加えた額)及び審査対象年開始日の直前 1 年(以下「前審査対象年」という。)の利払前税引前償却前利益の平均の

額（以下「平均利益額」という。）

（２） 経営状況

- イ 審査対象年における純支払利息比率（審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額を審査対象事業年度における売上高（完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額をいう。以下同じ。）で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
- ロ 審査対象年における負債回転期間（基準決算における流動負債と固定負債の合計の額を審査対象事業年度における１月当たり売上高（売上高の額を１２で除した額をいう。）で除して得た数値をいう。）
- ハ 審査対象年における総資本売上総利益率（審査対象事業年度における売上総利益の額を基準決算及び基準決算の前期決算における総資本の額（貸借対照表における負債純資産合計の額をいう。以下同じ。）の平均の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
- ニ 審査対象年における売上高経常利益率（審査対象事業年度における経常利益（個人である場合においては事業主利益の額とする。）の額を審査対象事業年度における売上高で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
- ホ 基準決算における自己資本対固定資産比率（基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
- ヘ 基準決算における自己資本比率（基準決算における自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
- ト 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額（審査対象事業年度における経常利益の額に減価償却実施額を加え、法人税、住民税及び事業税を控除し、基準決算の前期決算から基準決算にかけての引当金増減額、売掛債権増減額、仕入債務増減額、棚卸資産増減額及び受入金増減額を加減したものを１億で除して得た数値をいう。）及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額
- チ 基準決算における利益剰余金の額（基準決算における利益剰余金の額を１億で除して得た数値をいう。）

（３） 技術力

- イ 客観的事項の審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は２までとする。）
 - ① 建設業法第１５条第２号イに該当する者（同法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第２６条の４から第２６条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過しないものに限る。）
 - ② 建設業法第１５条第２号イに該当する者であって、①に掲げる者以外の者
 - ③ 建設業法第２６条第３項但し書きの適用を受ける監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）であって、①及び②に掲げる以外の者

- ④ 登録基幹技能者講習（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。）を修了した者であって①、②及び③に掲げる者以外の者
 - ⑤ 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって①、②、③及び④に掲げる者以外の者
 - ⑥ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で①、②、③、④及び⑤に掲げる者以外の者
- ロ 当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高
- （4） その他の審査項目（社会性等）
- イ 次に掲げる建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
- ① 客観的事項の審査基準日における雇用保険加入の有無（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っているか否かをいう。）
 - ② 客観的事項の審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条の規定による届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条に規定する届出を行っているか否かをいう。）
 - ③ 客観的事項の審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第6章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。）
 - ④ 客観的事項の審査基準日における退職一時金制度導入の有無（労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第2項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職金共済法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。）又は客観的事項の審査基準日における企業年金制度の導入の有無（厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、法人税法（昭和40年法律第34号）附則第20条に規定する適格退職年金契約を締結しているか否か、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金の導入を行っているか否か、又は確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金の導入

を行っているか否かをいう。)

- ⑤ 客観的事項の審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無（公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3章の規定に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。)
- ⑥ 若年技術職員（満35歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（客観的事項の審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15パーセント以上であるか否かをいう。)
- ⑦ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況（客観的事項の審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1パーセント以上であるか否かをいう。)
- ⑧ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事するものの取り組みの状況（技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値及び技能者が審査基準以前3年間に能力評価基準に1以上上位となった者の割合をいう。)
- ⑨ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づくえるぼし認定（第1段階）、えるぼし認定（第2段階）、えるぼし認定（第3段階）若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合であるか否かをいう。)
- ⑩ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（審査基準日（令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。）以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施しており、かつ、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合であるか否かをいう。)

ロ 次に掲げる建設業の営業継続の状況

- ① 客観的事項の審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生開始手続の開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいう。)
- ② 客観的事項の審査基準日における民事再生法又は会社更生法の適用の有無（平成23年4月1日以降の申立てに係る再生開始手続の開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない建設業者であるか否かをいう。)

ハ 客観的事項の審査基準日における防災協定締結の有無（国、特殊法人等（公共工

事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定を締結しているか否かをいう。）

ニ 審査対象年における法令遵守の状況（建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがあるか否かをいう。）

ホ 次に掲げる客観的事項の審査基準日における建設業の経理に関する状況

① 監査の受審状況（会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち②のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無をいう。）

② 審査基準日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロに規定する建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）の一级試験に合格した者

ロ 登録経理試験の二级試験に合格した者であってイに掲げる者以外の者

ヘ 審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の平均の額（以下「平均研究開発費の額」という。ただし、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。）

ト 客観的事項の審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（客観的事項の審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレラ」又は「ダンプセミトレラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械の合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

チ 客観的事項の審査基準日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（エコアクション21の認証を受けている場合若しくは国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されているか否かをいう（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは除く。）。）

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 定期又は随時の資格審査を申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下

「測量等審査基準日」という。)の直前2年の各事業年度における測量調査の年間平均実績高

(2) 経営規模

- イ 測量等審査基準日の直前決算(以下「直前決算」という。)における自己資本の額
- ロ 測量等審査基準日における事業に従事する職員の数

(3) 経営比率等

- イ 直前決算における流動比率
- ロ 直前決算における自己資本固定比率(自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ハ 測量等審査基準日の直前1年における総資本純利益率(純利益の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ニ 測量等審査基準日までの営業年数

3 要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 測量等審査基準日の直前2年の各事業年度における建設コンサルタント等の年間平均実績高
- (2) 経営規模
 - イ 直前決算における自己資本の額
 - ロ 測量等審査基準日における事業に従事する職員の数
- (3) 経営比率等
 - イ 直前決算における流動比率
 - ロ 測量等審査基準日までの営業年数

(客観的事項の審査項目の審査数値)

第3条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

- (1) 年間平均完成工事高；その金額に応じた別表1の点数欄の点数とする。
- (2) 経営規模；自己資本額の又は平均自己資本額に応じた点数(ただし、数値が0に満たない場合は0とみなす。)(別表2)及び平均利益額に応じた点数(ただし、数値が0に満たない場合は0とみなす。)(別表3)を合計した点数を2で除して得た数値(小数点以下切り捨て)の点数とする。
- (3) 経営状況；次の算式により算定した数値とする。

算式

$$167.3 \times \text{経営状況評点} + 583$$

経営状況評点(ただし、経営状況評点が0点に満たない場合は0とみなす。)

の算定の方式

$$-0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5$$

$$+ 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

X1：純支払利息比率

X2：負債回転期間
X3：総資本売上総利益率
X4：売上高経常利益率
X5：自己資本対固定資産比率
X6：自己資本比率
X7：営業キャッシュ・フロー
X8：利益剰余金

備考

上記 X1～X8 の各指標ごとに、その数値が別表 4 の A 欄に掲げる数値を超える場合は A 欄に掲げる数値とし、B 欄に掲げる数値に満たない場合は B 欄に掲げる数値とする。

なお、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が 12 か月に満たない場合は C 欄に掲げる数値とする。

- (4) 技術力；次のイに定める数値に 5 分の 4 を乗じたものと、ロに定める数値に 5 分の 1 を乗じたものを合計して得た点数とする。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数に、1 級技術者であって監理技術者資格証保有者かつ監理技術者講習受講者にあつては、6 を、1 級技術者にあつては、5 を、監理技術者補佐にあつては、4 を、基幹技能者受講者であつて 1 級技術者及び監理技術者補佐以外の者にあつては、3 を、2 級技術者にあつては、2 を、その他の技術者にあつては、1 をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値を、希望工事区分ごとに求め、これらが別表 5 の技術職員数値の欄のいずれに該当するか求める。

ロ 元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表 6 の種類別年間平均元請完成工事高の欄のいずれかに該当するかを許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに求める。

- (5) その他の審査項目；次のイからヲまで定める数値を合計し、その数値を次の算式により算出した数値とする。

算式 $\text{イ} \sim \text{ヲ}$ までの合計値 $\times 10 \times 175 / 200$

ただし、令和 5 年 8 月 13 日以前の客観的事項の審査基準日における数値は以下の算式により算出した数値とする。

算式 $\text{イ} \sim \text{ヲ}$ までの合計値 $\times 10 \times 190 / 200$

イ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の数値

次の算式により算出した点数とする。

算式 $Y1 \times 15 - Y2 \times 40$

Y1；第 3 条第 1 項第 4 号イの③から⑤までの各項目のうち加入又は導入されている件数

Y2；第 3 条第 1 項第 4 号イの①から②までの各項目について加入をしていないとされた件数

ロ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の数値

若年の技術職員の継続的な育成及び確保の状況に応じて、別表第 7 の点数とする。

新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第8の点数とする。

ハ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の数値
知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に応じて別表第9の点数とする。

ニ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の数値

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況に応じて、別表第10の点数とする。

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の数値
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に応じて別表11の点数とする。

ヘ 建設業の営業年数の数値

① 営業年数に応じた別表12の点数とする。

② 民事再生法又は会社更生法の適用の有無に応じて、別表13の点数とする。

ト 防災活動への貢献の状況の数値

防災協定締結の有無に応じて、別表14の点数とする。

チ 法令遵守の状況の数値

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無に応じて、別表15の点数とする。

リ 建設業の経理に関する状況の数値

① 監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置有無又は建設業の経理実務の責任者に該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無に応じて、別表16の点数とする。

② 公認会計士等の数については、別表17の公認会計士等数値の欄のいずれに該当するかを求め、点数とする。

ヌ 研究開発の状況の数値

平均研究開発費の額に応じて、別表18の点数とする。

ル 建設機械の保有状況の数値

建設機械の所有及びリース台数に応じて、別表19の点数とする。

ヲ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録状況の数値

エコアクション21の認証を受けている場合又は国際標準化機構第9001号若しくは第14001号の規格による登録の有無に応じて、別表20の点数とする。

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表21の点数欄の点数とする。

(2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表22の点数欄の点数の合計値とする。

(3) 経営比率等；流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率の各比率並びに営

業年数の年数に応じた別表 2 3 の点数欄の点数の合計値とする。

3 要領第 7 条の 3 に掲げる建設コンサルタント等の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

- (1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表 2 4 の点数欄の点数とする。
- (2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表 2 5 の点数欄の点数の合計値とする。
- (3) 経営比率等；流動比率及び営業年数に応じた別表 2 6 の点数欄の点数の合計値とする。

(客観点数)

第 3 条の 3 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の客観点数は、次の算式により算定した値（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。ただし、契約業者が経営事項審査を受けている場合は、次の算式による算定に代えて、同第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる書類に記載された総合評定値（P）の値（希望する工事種別に対応する建設工事のものに限る。）を採用することができる。

$$\text{算 式 } 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

X1；年間平均完成工事高の審査数値

X2；経営規模の審査数値

Y；経営状況の審査数値

Z；技術力の審査数値

W；その他の審査項目の合計数値

2 要領第 7 条の 2 に掲げる測量調査の客観点数は、次の算式により算定した値（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。

$$\text{算 式 } A \times \left(1 + \frac{B + C}{120} \right)$$

A；年間平均実績高の審査数値

B；経営規模の審査数値

C；経営比率等の審査数値

3 要領第 7 条の 3 に掲げる建設コンサルタント等の客観点数は、次の算式により算定した値（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。

$$\text{算 式 } A + B + C$$

A；年間平均実績高の審査数値

B；経営規模の審査数値

C；経営比率等の審査数値

(特別事項の審査項目)

第 4 条 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の特別事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定期の資格審査を行う直前の 1 2 月 1 日の港湾工事用保有船舶の能力（要領第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる工事に限る。）

(2) 定期の資格審査を行う直前の10月1日(以下「特別事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間の工事成績等

(3) 特別事項の審査基準日の専門技術者数、新技術の開発実績等

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の特別事項の審査項目は、特別事項の審査基準日の前日までの2年の業務成績等とする。

(特別事項の審査項目の審査数値)

第4条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) 港湾工事に用いる船舶の能力；その能力に応じた別表27の点数欄の点数とする。

(2) 工事成績等

イ 特別事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した要領第7条第1項各号に掲げる工事(地方整備局(港湾空港関係)、北海道開発局港湾空港部が所掌する工事並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局(港湾空港関係)において所掌することとされている工事で、希望工事区分に属する工事に限る。以下「対象工事」という。)ごとに、「請負工事成績評定要領の制定について」(平成21年3月31日国港技第105号の2)第4(ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る工事については、地方整備局(港湾空港関係)の評価方法と同等のものに限る。)の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき別表28の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。)、災害対応実績係数(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)、工事の請負金額を100万円で除した数値、当該工事を発注した地方整備局の別、当該工事の請負金額に応じ別表29の「部局係数」の欄に掲げる数値(以下「部局係数」という。)、調整係数(調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)及び評価対象工事の区分に応じ別表30の「直近係数」の欄に掲げる数値(以下「直近係数」という。)を乗じて点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数(別表31において、「合計点数」という。)に応じ、別表31の算式により算出した値を評価点とする。ただし、技術提案及び施工計画(以下「技術提案等」という。)を受け付けた工事(契約後VE方式によるものを除く。)については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点)に、当該工事の技術的難易度係数、災害対応実績係数、工事の請負金額を100万円で除した数値、部局係数、得点率(技術提案又は施工計画の加算点(評価に応じて与えられた得点をいう。)を加算

点の満点で除したもの。)に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事についてはさらに0.5を乗じる)を当該工事の点数とする。

なお、共同企業体が完成した工事に係る希望工事区分ごとの点数は、当該共同企業体の各構成員の点数として取り扱うことができるものとする。

ロ 成績評定が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。

ハ 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事、契約解除された工事については、点数の算定対象としないものとする。

(3) 専門技術者数、新技術等の開発実績

イ 一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し、登録を受けている専門技術者数に応じて、別表32の点数欄の点数とする。

ロ 一般財団法人沿岸技術研究センターの行う「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」に登録(評価証の有効期限5年)及び更新している技術案件数に応じた別表33の点数欄の点数とする。

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) 業務成績等

イ 業務成績点

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した要領第7条の2に掲げる測量調査に係る「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」

(平成8年4月1日港管第873号)第16条に規定する業務成績表(北海道開発局港湾空港部が所掌する測量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局(港湾空港関係)において所掌することとされている測量調査の業務成績表を含む。ただし地方整備局(港湾空港関係)の評価方法と同等のものに限る。)による評定点(完了した測量調査が2以上あるときは、その平均値)に応じた別表34の点数を次の算式により算定した値(小数点以下切り捨て)とする。

$$\text{算式 } 0.2 \times (A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3)$$

A ; 当該地方整備局の評定点平均値に応じた点数

B ; 全地方整備局等の評定点平均値に応じた点数

ロ 業務経歴点等

地方整備局(港湾空港関係)に係る測量調査(北海道開発局港湾空港部が所掌する測量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局(港湾空港関係)において所掌することとされている測量調査を含む。)の業務経歴等を別表35により算出した点数とする。

(特別点数)

第4条の3 要領第7条第1項各号に掲げる工事の特別点数は、次の算式により算定した値とする。

算式 $A + B + C$

A ; 港湾工事用保有船舶の能力の審査数値

B ; 工事成績等の審査数値

C ; 専門技術者数、新技術等の開発実績の審査数値

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の特別点数は、次の算式により算定した値とする。

算式 $A + B$

A ; 業務成績点の審査数値

B ; 業務経歴等の審査数値

(契約業者の等級の格付け)

第5条 契約業者の等級の格付けは、総合数値等に基づいて別表36により行う。

(共同企業体の特例)

第6条 共同企業体に係る客観点数及び特別点数の算定方法等は、第3条から第4条の3までに定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同企業体の年間平均完成工事高、経営規模及び経営状況等は、次により取り扱う。

イ 年間平均完成工事高は、各構成員の年間平均完成工事高の和とする。

ロ 経営規模は、各構成員の自己資本の額又は平均自己資本額及び平均利益額のそれぞれの和とする。

ハ 経営状況に係る審査数値は、各構成員ごとに第3条の2第1項第3号の規定により算定した審査数値の平均値（小数点以下第1位四捨五入）とする。

ニ 技術力に係る審査数値は、各構成員のそれぞれの和とする。

ホ その他の審査項目は、各構成員のその他の審査項目の平均値とする。

(2) 共同企業体の工事施工能力に関する特別事項の審査は、特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。ただし、工事成績のない共同企業体については、各構成員の特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。また、港湾工事用保有船舶の能力は、各構成員の保有船舶の能力の和とする。

(3) 経常建設共同企業体の客観的事項の審査及び等級の格付けを行うにあたっては、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）及び特別事項について算定した点数（以下「特別点数」という。）を10%を基本に合理的と認められる範囲内でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、客観点数及び特別点数の調整は行わないものとする。

(協業組合等の特例)

第7条 協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づ

く協業組合をいう。以下同じ。)に係る客観点数及び特別点数の算定方法等は、第3条から第4条の3までに定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協業組合の工事施工能力に関する特別事項の審査は、特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を評定して行う。ただし、工事成績のない協業組合については、各組合員の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。

また、港湾工事用保有船舶の能力は、当該協業組合の保有船舶の能力による。

- (2) 協業組合の客観的事項の審査及び等級の格付けを行うにあたっては、当該協業組合の初期の事業をなし得るに至るまでの相当の期間、その協業の態様、協調の度合等を勘案して客観的事項について算定した点数(以下「客観点数」という。)及び特別事項について算定した点数(以下「特別点数」という。)について、おおむね15%の範囲内でプラスに調整することができるものとする。

なお、当分の間、当該協業組合が施工実績に著しく劣る場合を除き、客観点数及び特別点数について、それぞれ10%プラスに調整できるものとする。

- 2 企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による企業組合をいう。)の客観点数及び特別点数の算定方法等は、前項の規定に準ずるものとする。

附 則

1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。
2. 要領第7条第1項第5号に掲げる工事に係る第3条第1項第4号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第3条の2第1項第4号の規定にかかわらず、1級技術者の数、2級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表3の点数欄の点数とする。

附 則

この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成9年9月1日付け港管第2136号)

この通達は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月17日付け港管第2374号)

この改正は、平成11・12年度の資格審査から適用し、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月23日付け港管第23の7号)

この改正は、平成13・14年度の資格審査から適用し、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日付け国港管第802号)

この改正は、平成15・16年度の資格審査から適用し、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成１６年１０月２７日付け国港管第６３９号）

本通達は、平成１７・１８年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成１５・１６年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成１９年２月１３日付け国港総第７１３号）

この改正は、平成１９・２０年度の資格審査から適用し、平成１７・１８年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（平成２１年３月３１日付け国港総第９８０号）

この改正は、平成２１・２２年度の資格審査から適用し、平成１９・２０年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（平成２３年３月２４日付け国港総第８００号）

この改正は、平成２３・２４年度の資格審査から適用し、平成２１・２２年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。ただし、平成２３年８月３１日までにを行う申請において、建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成２２年国土交通省告示第１１７５号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第３条から第３条の３により取り扱うこととする。

附 則（平成２５年３月１５日付け国港総第５２８号）

この改正は、平成２５・２６年度の資格審査から適用し、平成２３・２４年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（平成２７年３月１３日付け国港総第４８０号）

本通達は、平成２７・２８年度の資格審査から適用し、平成２５・２６年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第３条第４項イ⑤、ト及びリ並びに第３条の２第５項リの改正は、要領第３条第１項第２号に掲げる書類が建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成２６年国土交通省告示第１０５５号）による改正前の建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）に基づき審査されている場合には、適用しない。

附 則（平成２９年３月１４日付け国港総第５１９号）

本通達は、平成２９・３０年度の資格審査から適用し、平成２７・２８年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（平成３０年３月２８日付け国港総第６２０号）

本通達は、平成２９・３０年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成２９年 国土交通省告示第１１９６号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（平成３１年３月１３日付け国港総第６２７号）

本通達は、平成３１・３２年度の資格審査から適用し、平成２９・３０年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和３年３月１８日付け国港総第７２６号）

本通達は、令和３・４年度の資格審査から適用し、平成３１・３２年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和３年６月１０日付け国港総第１２９号）

本通達は、令和３・４年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和３年国土交通省告示第２４６号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（令和４年１１月３０日付け国港総第４５９号）

本通達は、令和３・４年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和４年国土交通省告示８２７号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（令和５年３月１３日付け国港総第６８６号）

本通達は、令和５・６年度の資格審査から適用し、令和３・４年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和７年３月１４日国港総第７０２号）

本通達は、令和７・８年度の資格審査から適用し、令和５・６年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

別表 1 (第 3 条の 2 第 1 項第 1 号関係一年間平均完成工事高)

点数				項目	年間平均完成工事高			
2,309					1,000 億円以上			
114	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000	+	1,739	800 億円	〃	1,000 億円未満
101	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000	+	1,791	600 億円	〃	800 億円
88	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000	+	1,566	500 億円	〃	600 億円
89	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000	+	1,561	400 億円	〃	500 億円
89	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000	+	1,561	300 億円	〃	400 億円
75	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000	+	1,378	250 億円	〃	300 億円
76	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000	+	1,373	200 億円	〃	250 億円
76	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000	+	1,373	150 億円	〃	200 億円
64	×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000,000	+	1,281	120 億円	〃	150 億円
62	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000	+	1,165	100 億円	〃	120 億円
64	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000	+	1,155	80 億円	〃	100 億円
50	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000	+	1,211	60 億円	〃	80 億円
51	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000	+	1,055	50 億円	〃	60 億円
51	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000	+	1,055	40 億円	〃	50 億円
50	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000	+	1,059	30 億円	〃	40 億円
51	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000	+	903	25 億円	〃	30 億円
39	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000	+	963	20 億円	〃	25 億円
36	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000	+	975	15 億円	〃	20 億円
38	×	(年間平均完成工事高) ÷	300,000	+	893	12 億円	〃	15 億円
39	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000	+	811	10 億円	〃	12 億円
38	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000	+	816	8 億円	〃	10 億円
25	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000	+	868	6 億円	〃	8 億円
25	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000	+	793	5 億円	〃	6 億円
34	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000	+	748	4 億円	〃	5 億円
42	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000	+	716	3 億円	〃	4 億円
24	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000	+	698	2.5 億円	〃	3 億円
28	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000	+	678	2 億円	〃	2.5 億円
34	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000	+	654	1.5 億円	〃	2 億円
26	×	(年間平均完成工事高) ÷	30,000	+	626	1.2 億円	〃	1.5 億円
19	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000	+	616	1 億円	〃	1.2 億円
22	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000	+	601	8 千万円	〃	1 億円
28	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000	+	577	6 千万円	〃	8 千万円
16	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000	+	565	5 千万円	〃	6 千万円
19	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000	+	550	4 千万円	〃	5 千万円
24	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000	+	530	3 千万円	〃	4 千万円
13	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000	+	524	2.5 千万円	〃	3 千万円
16	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000	+	509	2 千万円	〃	2.5 千万円
20	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000	+	493	1.5 千万円	〃	2 千万円
14	×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000	+	483	1.2 千万円	〃	1.5 千万円
11	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000	+	473	1 千万円	〃	1.2 千万円
131	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000	+	397			1 千万円

(注 1) 年間平均完成工事高に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注 2) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 2 (第 3 条の 2 第 1 項第 2 号関係一自己資本の額又は平均自己資本額)

点数					項目	自己資本の額又は平均自己資本額	
2,114						3,000 億円以上	
63	×	(自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,736	2,500 億円 "	3,000 億円未満
73	×	(自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,686	2,000 億円 "	2,500 億円 "
91	×	(自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,614	1,500 億円 "	2,000 億円 "
66	×	(自己資本額) ÷	30,000,000	+	1,557	1,200 億円 "	1,500 億円 "
53	×	(自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,503	1,000 億円 "	1,200 億円 "
61	×	(自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,463	800 億円 "	1,000 億円 "
75	×	(自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,407	600 億円 "	800 億円 "
46	×	(自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,356	500 億円 "	600 億円 "
53	×	(自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,321	400 億円 "	500 億円 "
66	×	(自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,269	300 億円 "	400 億円 "
39	×	(自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,233	250 億円 "	300 億円 "
47	×	(自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,193	200 億円 "	250 億円 "
57	×	(自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,153	150 億円 "	200 億円 "
42	×	(自己資本額) ÷	3,000,000	+	1,114	120 億円 "	150 億円 "
33	×	(自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,084	100 億円 "	120 億円 "
39	×	(自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,054	80 億円 "	100 億円 "
47	×	(自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,022	60 億円 "	80 億円 "
29	×	(自己資本額) ÷	1,000,000	+	989	50 億円 "	60 億円 "
34	×	(自己資本額) ÷	1,000,000	+	964	40 億円 "	50 億円 "
41	×	(自己資本額) ÷	1,000,000	+	936	30 億円 "	40 億円 "
25	×	(自己資本額) ÷	500,000	+	909	25 億円 "	30 億円 "
29	×	(自己資本額) ÷	500,000	+	889	20 億円 "	25 億円 "
36	×	(自己資本額) ÷	500,000	+	861	15 億円 "	20 億円 "
27	×	(自己資本額) ÷	300,000	+	834	12 億円 "	15 億円 "
21	×	(自己資本額) ÷	200,000	+	816	10 億円 "	12 億円 "
24	×	(自己資本額) ÷	200,000	+	801	8 億円 "	10 億円 "
30	×	(自己資本額) ÷	200,000	+	777	6 億円 "	8 億円 "
18	×	(自己資本額) ÷	100,000	+	759	5 億円 "	6 億円 "
21	×	(自己資本額) ÷	100,000	+	744	4 億円 "	5 億円 "
27	×	(自己資本額) ÷	100,000	+	720	3 億円 "	4 億円 "
15	×	(自己資本額) ÷	50,000	+	711	2.5 億円 "	3 億円 "
19	×	(自己資本額) ÷	50,000	+	691	2 億円 "	2.5 億円 "
23	×	(自己資本額) ÷	50,000	+	675	1.5 億円 "	2 億円 "
16	×	(自己資本額) ÷	30,000	+	664	1.2 億円 "	1.5 億円 "
13	×	(自己資本額) ÷	20,000	+	650	1 億円 "	1.2 億円 "
16	×	(自己資本額) ÷	20,000	+	635	8 千万円 "	1 億円 "
19	×	(自己資本額) ÷	20,000	+	623	6 千万円 "	8 千万円 "
11	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	614	5 千万円 "	6 千万円 "
14	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	599	4 千万円 "	5 千万円 "
16	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	591	3 千万円 "	4 千万円 "
10	×	(自己資本額) ÷	5,000	+	579	2.5 千万円 "	3 千万円 "
12	×	(自己資本額) ÷	5,000	+	569	2 千万円 "	2.5 千万円 "
14	×	(自己資本額) ÷	5,000	+	561	1.5 千万円 "	2 千万円 "
11	×	(自己資本額) ÷	3,000	+	548	1.2 千万円 "	1.5 千万円 "
8	×	(自己資本額) ÷	2,000	+	544	1 千万円 "	1.2 千万円 "
223	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	361		1 千万円 "

(注 1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 3 (第 3 条の 2 第 1 項第 2 号関係－平均利益額)

点数	項目	平 均 利 益 額
2, 447		300 億円以上
134 × (平均利益額) ÷ 5, 000, 000 + 1, 643		250 億円 " 300 億円未満
151 × (平均利益額) ÷ 5, 000, 000 + 1, 558		200 億円 " 250 億円 "
175 × (平均利益額) ÷ 5, 000, 000 + 1, 462		150 億円 " 200 億円 "
123 × (平均利益額) ÷ 3, 000, 000 + 1, 372		120 億円 " 150 億円 "
93 × (平均利益額) ÷ 2, 000, 000 + 1, 306		100 億円 " 120 億円 "
104 × (平均利益額) ÷ 2, 000, 000 + 1, 251		80 億円 " 100 億円 "
122 × (平均利益額) ÷ 2, 000, 000 + 1, 179		60 億円 " 80 億円 "
70 × (平均利益額) ÷ 1, 000, 000 + 1, 125		50 億円 " 60 億円 "
79 × (平均利益額) ÷ 1, 000, 000 + 1, 080		40 億円 " 50 億円 "
92 × (平均利益額) ÷ 1, 000, 000 + 1, 028		30 億円 " 40 億円 "
54 × (平均利益額) ÷ 500, 000 + 980		25 億円 " 30 億円 "
60 × (平均利益額) ÷ 500, 000 + 950		20 億円 " 25 億円 "
70 × (平均利益額) ÷ 500, 000 + 910		15 億円 " 20 億円 "
48 × (平均利益額) ÷ 300, 000 + 880		12 億円 " 15 億円 "
37 × (平均利益額) ÷ 200, 000 + 850		10 億円 " 12 億円 "
42 × (平均利益額) ÷ 200, 000 + 825		8 億円 " 10 億円 "
48 × (平均利益額) ÷ 200, 000 + 801		6 億円 " 8 億円 "
28 × (平均利益額) ÷ 100, 000 + 777		5 億円 " 6 億円 "
32 × (平均利益額) ÷ 100, 000 + 757		4 億円 " 5 億円 "
37 × (平均利益額) ÷ 100, 000 + 737		3 億円 " 4 億円 "
21 × (平均利益額) ÷ 50, 000 + 722		2.5 億円 " 3 億円 "
24 × (平均利益額) ÷ 50, 000 + 707		2 億円 " 2.5 億円 "
27 × (平均利益額) ÷ 50, 000 + 695		1.5 億円 " 2 億円 "
20 × (平均利益額) ÷ 30, 000 + 676		1.2 億円 " 1.5 億円 "
15 × (平均利益額) ÷ 20, 000 + 666		1 億円 " 1.2 億円 "
16 × (平均利益額) ÷ 20, 000 + 661		8 千万円 " 1 億円 "
19 × (平均利益額) ÷ 20, 000 + 649		6 千万円 " 8 千万円 "
12 × (平均利益額) ÷ 10, 000 + 634		5 千万円 " 6 千万円 "
12 × (平均利益額) ÷ 10, 000 + 634		4 千万円 " 5 千万円 "
15 × (平均利益額) ÷ 10, 000 + 622		3 千万円 " 4 千万円 "
8 × (平均利益額) ÷ 5, 000 + 619		2.5 千万円 " 3 千万円 "
10 × (平均利益額) ÷ 5, 000 + 609		2 千万円 " 2.5 千万円 "
11 × (平均利益額) ÷ 5, 000 + 605		1.5 千万円 " 2 千万円 "
7 × (平均利益額) ÷ 3, 000 + 603		1.2 千万円 " 1.5 千万円 "
6 × (平均利益額) ÷ 2, 000 + 595		1 千万円 " 1.2 千万円 "
78 × (平均利益額) ÷ 10, 000 + 547		1 千万円 "

(注 1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 4（第 3 条の 2 第 1 項第 3 号備考関係）

指標 \ 区分	A	B	C
X 1 : 純支払利息比率	5.1 %	-0.3 %	-0.3 %
X 2 : 負債回転期間	18.0	0.9	0.9
X 3 : 総資本売上総利益率	63.6 %	6.5 %	6.5 %
X 4 : 売上高経常利益率	5.1 %	-8.5 %	-8.5 %
X 5 : 自己資本対固定資産比率	350.0 %	-76.5 %	-76.5 %
X 6 : 自己資本比率	68.5 %	-68.6 %	-68.6 %
X 7 : 営業キャッシュフロー	15.0	-10.0	-10.0
X 8 : 利益剰余金	100.0	-3.0	-3.0

別表5（第3条の2第1項第4号イ関係－技術職員数値）

点数		項目	技術職員数値			
2,335			15,500 以上			
62	×	(技術職員数値) ÷ 3,570 + 2,065	11,930	"	15,500	未満
63	×	(技術職員数値) ÷ 2,750 + 1,998	9,180	"	11,930	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 2,120 + 1,939	7,060	"	9,180	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 1,630 + 1,876	5,430	"	7,060	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 1,250 + 1,808	4,180	"	5,430	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 970 + 1,747	3,210	"	4,180	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 740 + 1,686	2,470	"	3,210	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 570 + 1,624	1,900	"	2,470	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 440 + 1,558	1,460	"	1,900	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 330 + 1,488	1,130	"	1,460	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 260 + 1,434	870	"	1,130	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 200 + 1,367	670	"	870	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 160 + 1,318	510	"	670	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 120 + 1,247	390	"	510	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 90 + 1,183	300	"	390	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 70 + 1,119	230	"	300	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 50 + 1,040	180	"	230	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 40 + 984	140	"	180	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 30 + 907	110	"	140	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 25 + 860	85	"	110	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 20 + 810	65	"	85	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 15 + 742	50	"	65	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 10 + 633	40	"	50	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 10 + 633	30	"	40	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 10 + 636	20	"	30	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 5 + 508	15	"	20	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 5 + 511	10	"	15	"
63	×	(技術職員数値) ÷ 5 + 509	5	"	10	"
62	×	(技術職員数値) ÷ 5 + 510			5	"

(注1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表6（第3条の2第1項第4号ロ関係一種類別年間平均元請完成工事高）

点数	項目	年間平均元請完成工事高
2,865		1,000 億円以上
119 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,270		800 億円 " 1,000 億円未満
145 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,166		600 億円 " 800 億円 "
87 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 2,079		500 億円 " 600 億円 "
104 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,994		400 億円 " 500 億円 "
126 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,906		300 億円 " 400 億円 "
76 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,828		250 億円 " 300 億円 "
90 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,758		200 億円 " 250 億円 "
110 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,678		150 億円 " 200 億円 "
81 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,603		120 億円 " 150 億円 "
63 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,549		100 億円 " 120 億円 "
75 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,489		80 億円 " 100 億円 "
92 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,421		60 億円 " 80 億円 "
55 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,367		50 億円 " 60 億円 "
66 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,312		40 億円 " 50 億円 "
79 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,260		30 億円 " 40 億円 "
48 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,209		25 億円 " 30 億円 "
57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,164		20 億円 " 25 億円 "
70 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,112		15 億円 " 20 億円 "
50 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 300,000 + 1,072		12 億円 " 15 億円 "
41 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 1,026		10 億円 " 12 億円 "
47 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 996		8 億円 " 10 億円 "
57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 956		6 億円 " 8 億円 "
36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 911		5 億円 " 6 億円 "
40 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 891		4 億円 " 5 億円 "
51 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 847		3 億円 " 4 億円 "
30 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 820		2.5 億円 " 3 億円 "
35 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 795		2 億円 " 2.5 億円 "
45 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 755		1.5 億円 " 2 億円 "
32 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 30,000 + 730		1.2 億円 " 1.5 億円 "
26 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 702		1 億円 " 1.2 億円 "
29 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 687		8 千万円 " 1 億円 "
36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 659		6 千万円 " 8 千万円 "
22 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 635		5 千万円 " 6 千万円 "
27 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 610		4 千万円 " 5 千万円 "
31 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 594		3 千万円 " 4 千万円 "
19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 573		2.5 千万円 " 3 千万円 "
23 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553		2 千万円 " 2.5 千万円 "
28 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 533		1.5 千万円 " 2 千万円 "
19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000 + 522		1.2 千万円 " 1.5 千万円 "
16 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000 + 502		1 千万円 " 1.2 千万円 "
341 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 241		1 千万円 "

(注1) 点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 7（第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ロ①関係）

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
15%以上	1
15%未満	0

別表 8（第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ロ②関係）

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
1%以上	1
1%未満	0

別表 9（第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ハ関係）

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
10	10
9 以上 10 未満	9
8 以上 9 未満	8
7 以上 8 未満	7
6 以上 7 未満	6
5 以上 6 未満	5
4 以上 5 未満	4
3 以上 4 未満	3
2 以上 3 未満	2
1 以上 2 未満	1
1 未満	0

別表 10（第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ニ関係）

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	点数
プラチナえるぼし認定を取得	5
プラチナくるみん認定を取得	5
えるぼし認定（3段階目）を取得	4
ユースエール認定を取得	4
えるぼし認定（2段階目）を取得	3
くるみん認定を取得	3
トライくるみん認定を取得	3
えるぼし認定（1段階目）を取得	2
無	0

別表11（第3条の2第1項第5号ホ関係）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
該当せず	0

別表12（第3条の2第1項第5号へ①関係－営業年数の数値）

営業年数	区分	営業年数	区分	営業年数	区分	営業年数	区分
35 年 以上	60	25 年	40	15 年	20	5 年 以下	0
34 年	58	24 年	38	14 年	18		
33 年	56	23 年	36	13 年	16		
32 年	54	22 年	34	12 年	14		
31 年	52	21 年	32	11 年	12		
30 年	50	20 年	30	10 年	10		
29 年	48	19 年	28	9 年	8		
28 年	46	18 年	26	8 年	6		
27 年	44	17 年	24	7 年	4		
26 年	42	16 年	22	6 年	2		

別表13（第3条の2第1項第5号へ②関係－民事再生法又は会社更生法の適用状況の数値

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点 数
無	0
有	-60

別表14（第3条の2第1項第5号ト関係－防災活動への貢献の状況の数値）

防災協定締結の有無	点 数
有	20
無	0

別表15（第3条の2第1項第5号チ関係－法令遵守の状況の数値）

法令遵守の状況	点 数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

別表16（第3条の2第1項第5号リ①関係－監査の受審状況の数値）

監査の受審状況	点 数
会計監査法人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

別表17（第3条の2第1項第5号リ②関係－公認会計士等数値）

項目 年間平均 完成工事高 評点	公認会計士等数値					
	10	8	6	4	2	0
600 億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150 億円以上 600 億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上 150 億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上 40 億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1 億円以上 10 億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	—	—	0
1 億円未満	0.4 以上	—	—	—	—	0

別表18（第3条の2第1項第5号又関係一研究開発の状況の数値）

平均研究開発費の額		点	数
100 億円以上			25
75 億円 "	100 億円未満		24
50 億円 "	75 億円 "		23
30 億円 "	50 億円 "		22
20 億円 "	30 億円 "		21
19 億円 "	20 億円 "		20
18 億円 "	19 億円 "		19
17 億円 "	18 億円 "		18
16 億円 "	17 億円 "		17
15 億円 "	16 億円 "		16
14 億円 "	15 億円 "		15
13 億円 "	14 億円 "		14
12 億円 "	13 億円 "		13
11 億円 "	12 億円 "		12
10 億円 "	11 億円 "		11
9 億円 "	10 億円 "		10
8 億円 "	9 億円 "		9
7 億円 "	8 億円 "		8
6 億円 "	7 億円 "		7
5 億円 "	6 億円 "		6
4 億円 "	5 億円 "		5
3 億円 "	4 億円 "		4
2 億円 "	3 億円 "		3
1 億円 "	2 億円 "		2
0.5 億円 "	1 億円 "		1
	0.5 億円 "		0

別表19（第3条の2第1項第5号ル関係－建設機械の保有状況の数値）

建設機械の所有及びリース台数	点 数
15 台以上	15
14 台	15
13 台	14
12 台	14
11 台	13
10 台	13
9 台	12
8 台	12
7 台	11
6 台	10
5 台	9
4 台	8
3 台	7
2 台	6
1 台	5
0 台	0

別表20（第3条の2第1項第5号ヲ関係－国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況の数値）

国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点 数
エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
国際標準化機構第9001号の登録	5
国際標準化機構第14001号の登録	5
エコアクション21の認証	3
無	0

別表21（第3条の2第2項第1号関係一年間平均実績高）

項目 点数	年間平均完成高 年間平均実績高	項目 点数	年間平均完成高 年間平均実績高
178	2,000 億円以上	47	10 億円以上 12 億円未満
168	1,500 億円 " ～ 2,000 億円未満	44	8 億円 " ～ 10 億円 "
159	1,200 億円 " ～ 1,500 億円 "	42	6 億円 " ～ 8 億円 "
150	1,000 億円 " ～ 1,200 億円 "	40	5 億円 " ～ 6 億円 "
141	800 億円 " ～ 1,000 億円 "	38	4 億円 " ～ 5 億円 "
133	600 億円 " ～ 800 億円 "	36	3 億円 " ～ 4 億円 "
126	500 億円 " ～ 600 億円 "	34	2.5 億円 " ～ 3 億円 "
119	400 億円 " ～ 500 億円 "	32	2 億円 " ～ 2.5 億円 "
112	300 億円 " ～ 400 億円 "	30	1.5 億円 " ～ 2 億円 "
106	250 億円 " ～ 300 億円 "	28	1.2 億円 " ～ 1.5 億円 "
100	200 億円 " ～ 250 億円 "	26	1 億円 " ～ 1.2 億円 "
94	150 億円 " ～ 200 億円 "	24	8 千万円 " ～ 1 億円 "
89	120 億円 " ～ 150 億円 "	23	6 千万円 " ～ 8 千万円 "
84	100 億円 " ～ 120 億円 "	22	5 千万円 " ～ 6 千万円 "
79	80 億円 " ～ 100 億円 "	21	4 千万円 " ～ 5 千万円 "
75	60 億円 " ～ 80 億円 "	20	3 千万円 " ～ 4 千万円 "
71	50 億円 " ～ 60 億円 "	19	2.5 千万円 " ～ 3 千万円 "
67	40 億円 " ～ 50 億円 "	18	2 千万円 " ～ 2.5 千万円 "
63	30 億円 " ～ 40 億円 "	17	1.5 千万円 " ～ 2 千万円 "
59	25 億円 " ～ 30 億円 "	16	1.2 千万円 " ～ 1.5 千万円 "
56	20 億円 " ～ 25 億円 "	15	1 千万円 " ～ 1.2 千万円 "
53	15 億円 " ～ 20 億円 "	14	1 千万円未満
50	12 億円 " ～ 15 億円 "		

別表22 (第3条の2第2項第2号関係一経営規模)

項目 年間平均 完成工事高	自 己 資 本 額				職 員 数					
	90	81	72	63	54	90	81	72	63	54
1,200 億円以上	560 億円以上	240 億円以上 560 億円未満	170 億円以上 240 億円未満	100 億円以上 170 億円未満	100 億円未満	4,800 人以上	3,200 人以上 4,799 人以下	2,300 人以上 3,199 人以下	1,770 人以上 2,299 人以下	1,769 人以下
600 億円以上 1,200 億円未満	170 億円以上	100 億円以上 170 億円未満	65 億円以上 100 億円未満	35 億円以上 65 億円未満	35 億円未満	2,700 人以上	2,000 人以上 2,699 人以下	1,380 人以上 1,999 人以下	1,030 人以上 1,379 人以下	1,029 人以下
300 億円以上 600 億円未満	65 億円以上	35 億円以上 65 億円未満	25 億円以上 35 億円未満	18 億円以上 25 億円未満	18 億円未満	1,600 人以上	1,090 人以上 1,599 人以下	880 人以上 1,089 人以下	630 人以上 879 人以下	629 人以下
150 億円以上 300 億円未満	33 億円以上	18 億円以上 33 億円未満	11 億円以上 18 億円未満	7億4,000万円以上 11 億円未満	7億4,000万円未満	880 人以上	630 人以上 879 人以下	450 人以上 629 人以下	252 人以上 449 人以下	251 人以下
80 億円以上 150 億円未満	14 億円以上	8億4,000万円以上 14 億円未満	4億7,000万円以上 8億4,000万円未満	2億9,000万円以上 4億7,000万円未満	2億9,000万円未満	460 人以上	330 人以上 459 人以下	206 人以上 329 人以下	129 人以上 205 人以下	128 人以下
40 億円以上 80 億円未満	5億1,000万円以上	2億9,000万円以上 5億1,000万円未満	1億7,000万円以上 2億9,000万円未満	7,000万円以上 1億7,000万円未満	7,000万円未満	240 人以上	170 人以上 239 人以下	105 人以上 169 人以下	64 人以上 104 人以下	63 人以下
20 億円以上 40 億円未満	2億8,000万円以上	1億5,000万円以上 2億8,000万円未満	9,800万円以上 1億5,000万円未満	4,700万円以上 9,800万円未満	4,700万円未満	125 人以上	82 人以上 124 人以下	53 人以上 81 人以下	30 人以上 52 人以下	29 人以下
10 億円以上 20 億円未満	1億2,000万円以上	7,500万円以上 1億2,000万円未満	4,400万円以上 7,500万円未満	2,200万円以上 4,400万円未満	2,200万円未満	67 人以上	43 人以上 66 人以下	28 人以上 42 人以下	18 人以上 27 人以下	17 人以下
5 億円以上 10 億円未満	6,600万円以上	3,800万円以上 6,600万円未満	2,100万円以上 3,800万円未満	640万円以上 2,100万円未満	640万円未満	38 人以上	24 人以上 37 人以下	14 人以上 23 人以下	9 人以上 13 人以下	8 人以下
2億5,000万円以上 5 億円未満	3,400万円以上	1,900万円以上 3,400万円未満	1,200万円以上 1,900万円未満	200万円以上 1,200万円未満	200万円未満	23 人以上	14 人以上 22 人以下	7 人以上 13 人以下	5人又は6人 3 人以下	4 人以下
1 億円以上 2億5,000円未満	1,700万円以上	980万円以上 1,700万円未満	470万円以上 980万円未満	150万円以上 470万円未満	150万円未満	14 人以上	8 人以上 13 人以下	4 人以上 7 人以下	3 人以下 3 人以下	なし
5,000万円以上 1 億円未満	930万円以上	440万円以上 930万円未満	170万円以上 440万円未満	40万円以上 170万円未満	40万円未満	8 人以上	6人又は7人	4人又は5人	3 人以下	なし
2,500万円以上 5,000万円未満	590万円以上	280万円以上 590万円未満	110万円以上 280万円未満	30万円以上 110万円未満	30万円未満	6 人以上		5 人以下	なし	なし
2,500万円未満	490万円以上	270万円以上 490万円未満	100万円以上 270万円未満	20万円以上 100万円未満	20万円未満	4 人以上		3 人以下	なし	なし

別表23（第3条の2第2項第3号関係一経営比率等）

項目 点数	流動比率	自己資本 固定比率	総資本 純利益率	営業日数
30	115 %以上	90 %以上	4 %以上	25 年以上
27	100 %以上	45 %以上	1.5 %以上	20 年以上
	115 %未満	90 %未満	4 %未満	25 年未満
24	85 %以上	20 %以上	0.5 %以上	10 年以上
	100 %未満	45 %未満	1.5 %未満	20 年未満
21	70 %以上	0 %以上	0 %以上	5 年以上
	85 %未満	20 %未満	0.5 %未満	10 年未満
18	70 %未満	0 %未満	0 %未満	5 年未満

別表24（第3条の2第3項第1号関係一年間平均実績高）

点数	年間平均実績高
60	20 億円以上
55	12 億円以上 20 億円未満
50	4 億円以上 12 億円未満
45	3億2,000 万円以上 4 億円未満
40	2 億円以上 3億2,000 万円未満
35	1億2,000 万円以上 2 億円未満
30	4,000 万円以上 1億2,000 万円未満
25	3,200 万円以上 4,000 万円未満
20	2,400 万円以上 3,200 万円未満
15	2,000 万円以上 2,400 万円未満
10	1,200 万円以上 2,000 万円未満
5	400 万円以上 1,200 万円未満

別表25（第3条の2第3項第2号－経営規模）

点数	自己資本額	数値	職員の数
15	20 億円以上	8	600 人以上
12	4 億円以上 20 億円未満	6	200 人以上 600 人未満
10	2 億円以上 4 億円未満	4	60 人以上 200 人未満
8	4,000 万円以上 2 億円未満	2	60 人未満
6	2,000 万円以上 4,000 万円未満		
4	400 万円以上 2,000 万円以上		
2	400 万円未満		

別表26（第3条の2第3項第3号関係一経営比率等）

項目 点数	流動比率	営業年数
5	100 %以上	20 年以上
4	80 %以上 100 %未満	10 年以上 20 年未満
3	80 %未満	10 年未満

別表27（第4条の2第1項第1号関係一港湾工事に用保有船舶の保有による点数）

（1）港湾土木工事

(1) 港湾土木工事				点 数												備 考
能力	内 容	評価項目	満点	156	143	130	117	104	91	78	65	52	39	26	13	
掘削力	浚渫船	公称能力	156	2,400 m ³ /h 以上	2,200 ～ 2,399	2,000 ～ 2,199	1,800 ～ 1,999	1,600 ～ 1,799	1,400 ～ 1,599	1,200 ～ 1,399	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 m ³ /h 未満	
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	156	900 t 以上	825 ～ 899	750 ～ 824	675 ～ 749	600 ～ 674	525 ～ 599	450 ～ 524	375 ～ 449	300 ～ 374	225 ～ 299	150 ～ 224	150 t 未満	クレーン付台船を含む
揚土力	揚土船	公称能力	78							5,000 m ³ /h 以上	4,167 ～ 4,999	3,334 ～ 4,166	2,500 ～ 3,333	1,667 ～ 2,499	1,667 m ³ /h 未満	リクレーマ船、バージアン ローダー船、圧送船を含む
杭打力	杭打船	主機馬力	78							1,200 PS 以上	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 PS 未満	
製作力	ケツ製作用 台船	揚荷能力	78							25,000 t 積 以上	20,833 ～ 24,999	16,667 ～ 20,832	12,500 ～ 16,666	8,334 ～ 12,499	8,334 t 積 未満	
地盤改良力	地盤改良船	隻数	78							8.0 隻 以上	6.7 ～ 7.9	5.4 ～ 6.6	4.0 ～ 5.3	2.7 ～ 3.9	2.7 隻 未満	固化材プラント船を含む
砕岩力	砕岩船	〃	78							6.0 隻 以上	5.0 ～ 5.9	4.0 ～ 4.9	3.0 ～ 3.9	2.0 ～ 2.9	2.0 隻 未満	砕岩専用船のみ（グラブ浚 渫船等との兼用船は含まな い）
環境性能 の高い作 業船	環境性能の 高い作業船	〃	156	6.0 隻 以上	5.5 ～ 5.9	5.0 ～ 5.4	4.5 ～ 4.9	4.0 ～ 4.4	3.5 ～ 3.9	3.0 ～ 3.4	2.5 ～ 2.9	2.0 ～ 2.4	1.5 ～ 1.9	1.0 ～ 1.4	1.0 隻 未満	
その他	砂撤船、トレ ミ船、コンクリ ートミキサー船	〃	78							6.0 隻 以上	5.0 ～ 5.9	4.0 ～ 4.9	3.0 ～ 3.9	2.0 ～ 2.9	2.0 隻 未満	

（2）港湾等しゅんせつ工事

能力		内 容	評価項目	満点	点 数											
					213	196	178	160	142	124	107	89	71	53	36	18
掘削力		浚渫船	公称能力	213	2,400 m ³ /h 以上	2,200 ～ 2,399	2,000 ～ 2,199	1,800 ～ 1,999	1,600 ～ 1,799	1,400 ～ 1,599	1,200 ～ 1,399	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 m ³ /h 未満
揚土力		揚土船	〃	107							5,000 m ³ /h 以上	4,167 ～ 4,999	3,334 ～ 4,166	2,500 ～ 3,333	1,667 ～ 2,499	1,667 m ³ /h 未満
環境性能 の高い作 業船		環境性能の 高い作業船	隻数	213	6.0 隻 以上	5.5 ～ 5.9	5.0 ～ 5.4	4.5 ～ 4.9	4.0 ～ 4.4	3.5 ～ 3.9	3.0 ～ 3.4	2.5 ～ 2.9	2.0 ～ 2.4	1.5 ～ 1.9	1.0 ～ 1.4	1.0 隻 未満

別表28（第4条の2第1項第2号イ関係－技術的難易度係数）

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術的難易度係数	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0

別表29（第4条の2第1項第2号イ関係－部局係数）

（1）空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事

	工事請負金額	部局係数
当該地方整備局が発注した工事	全工事	1.0
当該地方整備局以外が発注した工事	2.5 億円以上	1.0
	0.9 億円以上 2.5 億円未満	0.5
	0.9 億円未満	0.2

（2）空港等舗装工事

	工事請負金額	部局係数
当該地方整備局が発注した工事	全工事	1.0
当該地方整備局以外が発注した工事	1.2 億円以上	1.0
	0.5 億円以上 1.2 億円未満	0.5
	0.5 億円未満	0.2

（3）港湾等鋼構造物工事

	工事請負金額	部局係数
当該地方整備局が発注した工事	全工事	1.0
当該地方整備局以外が発注した工事	0.37 億円以上	1.0
	0.37 億円未満	0.5

別表30（第4条の2第1項第2号イ関係－直近係数）

実績工事	直近係数
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超4年以内の完成工事	1.0

別表31（第4条の2第1項第2号イ関係一工事成績等による点数）

算式 換算係数×合計点数^{1/2}

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	40.8665
港湾土木工事	29.4745
港湾等しゅんせつ工事	41.9127
空港等舗装工事	43.5378
港湾等鋼構造物工事	52.2545

別表32（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

（1）港湾土木工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	563	17人	274
34人	547	16人	257
33人	531	15人	241
32人	515	14人	225
31人	499	13人	209
30人	483	12人	193
29人	467	11人	177
28人	451	10人	161
27人	434	9人	145
26人	418	8人	129
25人	402	7人	113
24人	386	6人	97
23人	370	5人	80
22人	354	4人	64
21人	338	3人	48
20人	322	2人	32
19人	306	1人	16
18人	290	0人	0

（2）港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	493	17人	239
34人	478	16人	225
33人	464	15人	211
32人	450	14人	197
31人	436	13人	183
30人	422	12人	169
29人	408	11人	155
28人	394	10人	141
27人	380	9人	127
26人	366	8人	113
25人	352	7人	99
24人	338	6人	84
23人	324	5人	70
22人	310	4人	56
21人	296	3人	42
20人	281	2人	28
19人	267	1人	14
18人	253	0人	0

別表33（第4条の2第1項第3号ロ関係－新技術等の開発実績による点数）

（1）港湾土木工事

技術案件数	点数
8 件以上	188
7 件	164
6 件	141
5 件	117
4 件	94
3 件	70
2 件	47
1 件	23
0 件	0

（2）港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8 件以上	164
7 件	144
6 件	123
5 件	103
4 件	82
3 件	62
2 件	41
1 件	21
0 件	0

別表34（第4条の2第2項第1号イ関係－測量調査の業務成績による点数）

評定点 (平均値)	点数	評定点 (平均値)	点数
100 点	100.0	50 点以上 60 点未満	-25.0
90 点以上 100 点未満	75.0	40 点以上 50 点未満	-50.0
80 点以上 90 点未満	50.0	30 点以上 40 点未満	-75.0
70 点以上 80 点未満	25.0	30 点未満	-100.0
60 点以上 70 点未満	0.0		

別表35（第4条の2第2項第1号ロ関係―業務経歴等による点数）

①業務経歴

特別事項の審査基準日までの2年間に完了した測量調査の業務経歴（ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る業務については、地方整備局（港湾空港関係）の資格審査基準と同等のものに限る。）に係る下表の業務実績に応じた点数を次の算式により算出した点数（小数点以下切捨て）とする。

下表

事 項	点 数	特 別 な 工 事
右欄に掲げる特別な工事に係る業務又は客観点数に基づき別表36（2）により格付けした等級の上位等級の業務実績	60	空港等土木工事 飛行場の基本施設の築造工事
		港湾土木工事 水深1.5m以深の外郭施設及び水深1.3m以深の係留施設の築造工事
		空港等舗装工事 飛行場の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの舗装工事
客観点数に基づき別表36（2）により格付けした等級と同位等級の業務実績	40	

算 式

$$A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3$$

A：当該地方整備局の業務経歴点数

B：当該地方整備局以外の業務経歴点数

②新技術・新工法等の開発の実績

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した測量調査における新技術・新工法の開発に係る民間技術評価制度による認定及び工法特許の実績を、下表に応じ算出した点数とする。

下表

新技術・新工法等の開発の実績	点数
10件以上	20
1件以上10件未満	10
0件	0

別表36（第5条関係－契約業者の等級の格付け）

（1）要領第7条第1項各号に掲げる工事

工事区分 等級	空港等土木 工事	港湾土木工事	港湾等しゅん せつ工事	空港等舗装 工事	港湾等鋼構造物 工事
A	1,250 点以上	1,350 点以上	1,100 点以上	1,050 点以上	900 点以上
B	900 点以上 1,250 点未満	900 点以上 1,350 点未満	800 点以上 1,100 点未満	900 点以上 1,050 点未満	900 点未満
C	900 点未満	900 点未満	800 点未満	900 点未満	—

※その他工事の等級の格付けについては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第4によるものとする。

※港湾等しゅんせつ工事に係る特例

港湾等しゅんせつ工事の等級決定については、以下の計算による浚渫船団力が下表の数値を満たさない場合に限り、総合数値に基づく等級より1位下位の等級を決定等級とする。

（単位：公称能力m³/h）

等級	A	B	C
浚渫船団力	900 以上	350 以上	—

浚渫船団力＝（浚渫能力の単位総数）×1.0＋（揚土能力の単位総数）×0.5

（2）要領第7条の2に掲げる測量調査

区分 等級	測量調査
A	150 点以上
B	90 点以上 150 点未満
C	90 点未満

（3）要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等

区分 等級	建設コンサル タント等
A	40 点以上
B	10 点以上 40 点未満